

学校と保護者との関係の在り方を考える ～子どもの最善の利益を実現するために～

近年、学校に対して様々な要望や意見を申し出る保護者を「モンスターペアレント」などと呼称し、敵対的に対応しようとする意見がみられるようです。

しかしながら、学校に対する保護者の言動は、長い年月にわたる教員・児童生徒・保護者・地域社会等の絡み合った複雑な相互関係を背景とすることが少なくありません。学校としては、保護者と対応するにあたって、そのような背景事情に思いを致し、理解するよう努めるとともに、常に子どもの最善の利益を目指すという目的を見失わないことが求められます。

子どもの最善の利益を実現するには、学校と保護者の関係が良好に保たれ、協力・共同して課題に取り組むことが重要ですが、そのためには、子どもの「学ぶ権利」「成長発達権」を最大限保障するという理念を会得するとともに、教員が保護者と向き合うにあたっての最低限の法的知識や初動の大切さ、面会時の心得などを学んでおくことが有益です。

そこで、大阪弁護士会子どもの権利委員会では、保護者側代理人やスクールロイヤーなど学校問題の最前線で活動する弁護士を中心として、学校と保護者の関係の在り方についてのシンポジウムを開催することになりました。

要領は下記のとおりですので、多数の方のご参加をお待ちしております。

記

日 時：平成29年11月18日（土）午後1時00分～午後4時30分
（開場 午後0時30分～）

内 容：第1部 基調講演

小野田正利 氏（大阪大学大学院教授）

第2部 研究発表

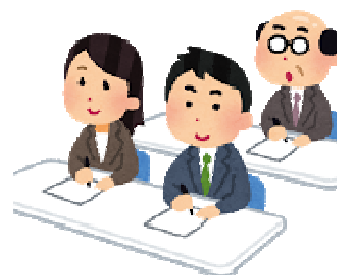
- ① 総論
- ② 保護者との関係構築のポイント
- ③ 事象別の法的知識

第3部 弁護士有志による寸劇&パネルディスカッション

<登壇予定者>

パネルコーディネーター：渡邊 徹 弁護士

パネリスト：小野田正利 氏（大阪大学大学院教授）、
馬場野成和 氏（NPO法人教育相談おおさか相談員）、
西村英一郎 弁護士、澤田裕和 弁護士



会 場：大阪弁護士会館2階ホール（裏面地図参照）

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

以上

大阪弁護士会館



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」
下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄御堂筋線・京阪本線「淀屋橋駅」
下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄堺筋線・京阪本線「北浜駅」
下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」
下車 徒歩約15分

一時保育サービス(要予約・無料)

対象 原則、首がすわっている乳児～未就学児

時間 シンポジウム開始15分前から終了15分後まで

申込方法 一時保育を希望される方は、大阪弁護士会子どもの権利委員会担当事務局まで電話(06-6364-1227)でお問合せください。申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

申込期限 平成29年11月6日(月)まで

参加申込書

ファクシミリ(06-6364-7477)でご回答ください。

ふりがな			
氏名			
ご所属		参加人数	人

お問い合わせ先
大阪弁護士会委員会部人権課
子どもの権利委員会 事務局 宛
TEL: 06-6364-1227